

固定資産維持管理補助制度

成田国際空港の騒音区域に資産（住宅及び宅地）をお持ちの方の資産維持管理の軽減を図るため、固定資産税の一部を補助する制度です。

対 象 次の全てに当てはまる方

- 騒防法第1種区域内に所在する 住宅 及び 宅地 を所有する方。
 - * アパート等の共同住宅を除き、併用住宅は居住部分のみを対象とします。
 - * 「固定資産税課税明細書」の備考欄に※印がある資産が対象
- 町内にお住まいの方（住民基本台帳に登録されている方）。
 - * 法人は対象外

補助金額 対象資産の固定資産税相当額 × 50%

- * 100円未満切り捨て
- * 上記で算定した額が1,000円未満は1,000円を交付

申請方法 対象者には、申請書兼請求書を郵送しますので、必要事項を記入、押印のうえ、都市整備課まで提出してください。

申請期限 毎年度末（3月31日）

注意！！

申請者及び世帯員が町税等（固定資産税、住民税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料）に滞納がある場合は交付できません。